

病気療養児に対する遠隔教育の最近の動向



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局特別支援教育課

第2期政務官タスクフォースの概要・成果

検討の背景

特別支援教育へのニーズや認識の高まりから、特別支援教育を受ける子供が増加しており、教育環境等で様々な問題が生じている。障害の有無に関わらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進することを目的として、鯉淵文部科学大臣政務官を座長とする「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を文部科学省内に設置。

(検討体制)

主査：鯉淵文部科学大臣政務官 副主査：初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画・防災部長
本部員：大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官、
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、
初等中等教育局財務課長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、初等中等教育局特別支援教育課長

開催実績

主に3つの検討事項（（1）高等学校段階における障害のある生徒への支援、（2）病気療養児への教育支援、（3）特別支援学校の施設整備）について、有識者との意見交換を含む会議（3回）と学校視察（1箇所）等を行い検討を進め、次頁以降の成果をあげた。

第6回（令和4年3月31日）

- 高等学校段階における障害のある生徒への支援及び病気療養児への教育支援の現状について
- 特別支援学校の教室不足の現状及びWGの設置について
- 今後のスケジュールについて

視察（令和4年4月26日）

- 東京都立秋留台高等学校
（学び直しや高校通級の観点）

特別支援学校の施設整備に関するWG

第1回（令和4年4月27日） 第2回（令和4年5月18日）

第3回（令和4年5月30日）

- 都道府県ヒアリングの経過報告について

第7回（令和4年5月20日）

- オンラインヒアリング及び質疑応答
 - ・千葉県立仁戸名特別支援学校
（病気療養児のICTを活用した支援）
 - ・鳥取県教育委員会（出身中学と高等学校との情報共有）
 - ・群馬県教育委員会（通級の効果的・効率的な実施形態）
- 事務局説明（視察報告、高校通級、病気療養児の教育支援）
- 特別支援学校の施設整備に関するWGにおける議論の報告

第8回（令和4年5月31日）

- とりまとめに向けた議論



実態調査の実施・オンデマンド型の授業の検討

【経緯・現状】

- ◆ 平成30年度に行った実態調査において、学習指導等の支援を受けていない病気療養児が一定程度存在することや、ICTの活用状況が2%程度に留まることが確認された。
- ◆ 当該調査の後に行われた、ICTを活用した同時双方向型授業配信に関する制度改正等や、GIGAスクール構想に基づく端末整備の本格実施も踏まえ、病気療養児の学びの現状や制度的な課題を改めて把握し、支援策を検討する必要がある。
- ◆ また、病気療養児については同時双方向型授業配信によって出席扱いにできることとしているが、時々々の病状により教育機会の保障として不十分な可能性もあることや、不登校児との制度との整合性に留意が必要である。

【今後取り組むべき内容】

- ◆ 今後、病気療養児の学びの場の把握や、ハード・ソフト両面からの課題の洗い出し等を図るため、実態把握のための調査を改めて実施する必要がある。
- ◆ また、時々々の病状により、同時双方向型授業配信のみでは教育機会の保障として十分でない可能性も踏まえ、ICTを活用した授業の出席扱いに関する通知の取扱いの見直しに取り組んだ上で、より効果的なオンデマンド型の授業に係る調査研究を実施するべきである。

病気療養中等の児童生徒に対するメディアを利用して行う授業に係る告示一部改正について（概要）

趣旨

高等学校等に在籍する病気療養中等の生徒について、病状や治療の状況に応じて、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なオンデマンド型の授業を実施することができるよう、告示の一部改正を行う。

背景

高等学校等における遠隔教育については、平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化するとともに、文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することを可能としており、当該特例校制度においてのみ、オンデマンド型の授業が実施可能となっている。

しかし、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業のみでは教育機会を十分に確保できない可能性がある。

改正内容

学校教育法施行規則第88条の3の「メディアを利用して行う授業」について規定している「平成27年文部科学省告示第92号」を一部改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、オンデマンド型の授業の実施を可能とする。

オンデマンド型の授業の実施に係る留意事項

- ・ 同時双方向型の授業を原則としつつ、当該生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型の授業を行うことが可能であること。
- ・ オンデマンド型の授業の実施においては、病気療養中等の生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。 等

施行

令和5年4月1日

●平成27年文部科学省告示第92号

(学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件)

改正後	改正前
1 学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものとする。この場合において、<u>高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同令第八十八条の三（同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する授業を行う科目、総合的な探究の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、特別の教科である<u>道徳、総合的な探究の時間</u>、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対して行う授業については、当該高等学校が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しない。</u>	[1]学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、<u>同条に規定する授業を行う科目、総合的な学習の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、<u>道徳、総合的な学習の時間</u>、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</u> [項を加える。]

【参考】小・中学校等における病気療養児に対するオンデマンド型授業配信について

- 小・中学校等の病気療養児に対しては、現行制度において、同時双方型授業配信を行った場合、指導要録上出席扱いとしている。これに加え、オンデマンド型授業配信による場合においても、指導要録上の出席扱いとすること等について、通知により示すことを予定している。
- なお、当該通知においては、高等学校等と同様の留意事項に加えて、当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること等の要件を示す予定である。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度予算額（案） 127百万円
（前年度予算額 128百万円） 文部科学省



背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

97百万円（83百万円）

○文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、大学、民間団体
- ・委託期間：2年間（2年目）
- ・件数・単価：5箇所×19百万円

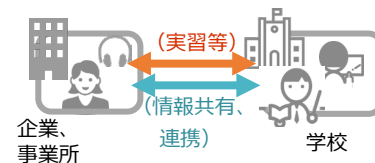


2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

5百万円（新規）

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- ・委託先：都道府県教育委員会
- ・委託期間：2年間（1年目）
- ・件数・単価：2箇所×2.6百万円



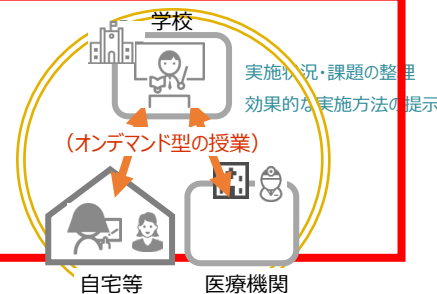
3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

22百万円（新規）

○病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先：教育委員会、民間事業者
- ・委託期間：2年間（1年目）
- ・件数・単価：8箇所×2百万円
- ・研究費：6百万円



アウトプット（活動目標）

ICTを活用した指導・支援
の手法・知見の獲得

アウトカム（成果目標）

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実（デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増）

インパクト（国民・社会への影響）

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

令和4年度 病気療養児に関する実態調査（概要）

1. 目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児の実態について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校への転学、教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資する。

2. 対象

(1) 学校向け調査

全国の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(2) 教育委員会向け調査

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会

3. 調査内容

(1) 学校向け調査

① 入院中の児童生徒に関する調査（令和4年9月1日時点）

- ・ 入院中の児童生徒数
- ・ 病院内の特別支援学級又は特別支援学校分校・分教室数、在籍児童生徒数

② 病気療養児に関する調査（令和4年度中）

- ・ 主傷病名、転学、転籍、進級等の状況
- ・ 同時双方向型授業の実施の有無、活用機器等
- ・ 同時双方型授業以外の指導や支援
- ・ オンデマンド型の授業の実施の有無（特別支援学校高等部の訪問教育）

(2) 教育委員会向け調査

学校に在籍する病気療養児に対する教育委員会としての取組（実態調査、理解啓発等）

4. 調査スケジュール

（令和5年） 2月下旬 調査票発出（予定）
5月中旬 調査票回収、集計（予定）

小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

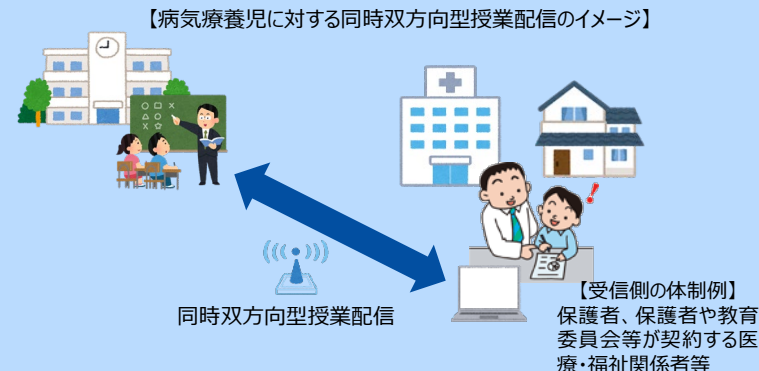
※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。